

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

第3号被保険者とは

健康保険被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方は、届出をすることにより国民年金の第3号被保険者に該当します。要件を満たしていれば、性別は問いません。

第3号被保険者の保険料

第3号被保険者の方の保険料は、配偶者の方が加入している厚生年金や共済組合が一括して負担しますので、個別に納める必要はありません。また、第3号被保険者期間中は保険料納付済期間とみなされます。

第3号被保険者になるには

第2号被保険者である配偶者の方の勤務先に、第3号被扶養の届出をしてください。届出が必要になるのは以下のようなときです。

- ・第2号被保険者と結婚して、その扶養になったとき
- ・配偶者が就職して、厚生年金・共済組合の加入者（第2号被保険者）になったとき
- ・会社退職や自身の収入が減ったことにより、配偶者の扶養となったとき
- ・配偶者の勤務先が変わったとき

第1号資格取得届や免除申請の手続きはオンラインで

ねんきんネットとマイナポータルを連携することで、スマートフォンやパソコンから、第1号資格取得や種別変更の届出、免除の申請ができます。

※マイナンバーカードと4桁の暗証番号、マイナンバーカードを読み取りできる端末や機器が必要です。納付方法やオンライン申請の詳細は、日本年金機構ホームページ([URL https://www.nenkin.go.jp/index.html](https://www.nenkin.go.jp/index.html))からご確認ください。

国民年金の種類

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が義務付けられています。

国民年金の加入種別は、次の3つに分かれています。

第1号被保険者 自営業者、学生、フリーターの方など(第2号・第3号被保険者以外の方)

第2号被保険者 会社員、公務員など厚生年金や共済組合に加入している方

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者の方

第3号被保険者でなくなる場合

第2号被保険者である配偶者の方が離職したなどの理由で第3号被保険者でなくなった場合は、第1号被保険者になります。市民課窓口で「種別変更届出」をしてください。届出が必要になるのは以下のようなときです。

- ・配偶者が退職(失業)したとき
- ・自身の収入が増えたなどで、配偶者の扶養から外れたとき
- ・配偶者が65歳になり、老齢年金の受給権が発生したとき
- ・離婚したとき
- ・配偶者が死亡したとき

■必要書類

- ・第3号被保険者でなくなった日付のわかる書類(社会保険資格喪失証明書など)
 - ・年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ・本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ※第3号被保険者だった方が就職して、厚生年金や共済組合に加入する場合は、第2号被保険者になるため、市役所での手続きは不要です。保険料は給料から天引きされます。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6,520円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、現金、スマートフォンアプリを利用した電子(キャッシュレス)決済やインターネットなどで納付できます。現金納付は、コンビニエンスストアや各金融機関で行えます。納付期限は、法令で納付対象月の翌月末日と定められています。

事前申し出により、口座振替やクレジットカードによる納付も可能です。

日本年金機構では、国民年金保険料が未納の方に対し、早期に納めていただくよう、電話・文書・訪問による案内を民間事業者に委託して行っています。

所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予の申請ができますので、市民課までご相談ください。

国民年金加入や種別変更の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておいたりすると、病気やけがなどで障がいを負ったときや、高齢になったときに、年金を受給できない場合があります。手続きや納付を忘れずに行ってください。